

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額使用期限 (注2)	署名日 署名地 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
タンザニア	タンザニア連合共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	タンザニアの貧困の削減に向けた努力推進に寄与するため、タンザニアの貧困削減に係る計画等に充当するための資金を贈与すること。	630,000千円 -----	H20.1.5 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 高村正彦外務大臣 タンザニア側 バルーチャード ・メンベ外務・国際協力 大臣	H20.1.22 47号
タンザニア	食糧援助に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる米及びその輸送に必要な役務の供与	710,000千円 H20.3.31まで	H20.1.5 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 高村正彦外務大臣 タンザニア側 バルーチャード ・メンベ外務・国際協力 大臣	H20.1.22 48号
タンザニア	オースターベイ送配電施設強化計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	オースターベイ送配電施設強化計画を実施するために必要な 1. 機械並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	1,813,000千円 (H20年度 215,000千円) H21.3.31まで (H21年度 1,047,000千円) H22.3.31まで (H22年度 551,000千円) H23.3.31まで	H20.5.27 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 伊藤誠在タンザニア大使 タンザニア側 グレイ・S ・ムゴンジヤ財務経済次 官	H20.6.10 335号
タンザニア	首都圏周辺地域給水計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	首都圏周辺地域給水計画を実施するために必要な 1. 給水施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 機械並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役務の供与	887,000千円 H21.3.31まで	H20.6.27 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 伊藤誠在タンザニア大使 タンザニア側 グレイ・S ・ムゴンジヤ財務経済次 官	H20.7.9 397号
タンザニア	マサシーマ・マシカ間道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	マサシーマ・マシカ間道路整備計画に必要な 1. 道路及び関連施設の整備に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	758,000千円 H21.3.31まで	H20.6.27 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 伊藤誠在タンザニア大使 タンザニア側 グレイ・S ・ムゴンジヤ財務経済次 官	H20.7.10 403号
タンザニア	HIV・AIDS対策計画のための贈与に関する日本国政府とタンザニア連合共和国政府との間の交換公文	HIV・AIDS対策計画の実施するために必要な 1. 機械及び医薬品並びにそれらの調達に必要な役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	230,000千円 H21.3.31まで	H20.11.19 ダルエス サラーム で (同日)	日本側 伊藤誠在タンザニア大使 タンザニア側 グレイ・S ・ムゴンジヤ財務経済次 官	H20.12.4 637号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。